

高額介護サービス費の上限額が変わります

介護保険の高額介護サービス費のうち、市民税課税者がいる世帯の負担上限額が、8月利用分から下表のとおり変更されます。

高額介護サービス費とは

介護保険を利用する際に支払う利用者負担額（1割または2割）には、一定の上限額が設定されています。1カ月に支払った利用者負担額が上限額を超えた場合、申請により超えた分が払い戻されます。（施設サービスの居住費・食費・日常生活費、福祉用具購入費、住宅改修費は対象外）

問合せ

- 市庁舎本館1階高齢介護課
TEL 0897-52-1423
- 東予総合支所 市民福祉課
TEL 0898-64-2700
- 丹原総合支所 市民福祉課
TEL 0898-68-7300
- 小松総合支所 市民福祉課
TEL 0898-72-2111

■高額介護サービス費の上限額（月額）

区分	7月利用分まで	8月利用分から
現役並み所得者がいる世帯 （※1）	44,400円（世帯）	44,400円（世帯）
市民税課税者がいる世帯	37,200円（世帯）	44,400円（世帯） （※2）
全員が市民税非課税の世帯	24,600円（世帯）	24,600円（世帯）
○合計所得金額および課税年金収入額の合計が80万円以下の方 ○高齢福祉年金の受給者	24,600円（世帯） 15,000円（個人）	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
生活保護の受給者	15,000円（個人）	15,000円（個人）

（※1）同じ世帯に65歳以上で課税所得145万円以上の方がおり、同じ世帯の65歳以上の方の収入合計が520万円以上（単身の場合は383万円以上）である場合。

（※2）同じ世帯の全ての65歳以上の方の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円（37,200円×12カ月）の上限額が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようにされます。（3年間の時限措置）

危険物安全週間 推進標語 入選者表彰

西条市危険物安全協会では、危険物安全週間行事の一環として推進標語の募集を行ったところ、8事業所から127点の応募がありました。厳正なる審査の結果、次の10名（敬称略）が入選され、6月9日に消防本部で表彰式が行われました。



▲前列中央が山内直美さん

【最優秀賞】

危険物 量ヨシ！漏れナシ！保管ヨシ！
山内直美（花王サニタリープロダクツ愛媛（株））

【優秀賞】

危険物 確かな手順で 防ぐ事故
石村晴美（株菱進テック）

危険物 するな！させるな！ 人まかせ
工藤紳矢（花王サニタリープロダクツ愛媛（株））

危険物 慣れた作業も 再確認
尾澤亜希子（ルネサスセミコンダクタマニユファクチュアリング（株）西条工場）

【優良賞】

危険物 事故は瞬間 無事故は習慣
前田広之（花王サニタリープロダクツ愛媛（株））

危険物 重ねて点検 高まる安全
佐藤雄大（株菱進テック）

危険物 扱う前に 一呼吸
工藤公裕（日新工機（株）東予営業所）

知っている 慣れているからこそ慎重に
白石玲子（株菱進テック）

もう一度、心のスイッチ 再確認
西川 淳（株クラレ西条事業所）

危険物 漏れなし 火気なし 油断なし
鈴木哲夫（四国電力（株）火力本部西条発電所）